

令和3年第10回玉名市農業委員会総会議事録

令和3年9月6日（月）午後2時 玉名市役所 4階 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	15番	境 浩之	16番	高島 尚
17番	中山 一久	18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 小山 博 次長 宮本真由美 係長 松倉 司 参事 安田志津子
主任 大原 三和

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

- 第 36 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 37 号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
- 第 38 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第 39 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 40 号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第 24 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第 25 号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、ただいまから、開会いたします。

本日は、農業委員総数19名皆様の御出席であります。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立しておりますので、ただいまから令和3年第10回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により、議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。

先月は本当に大雨が続きまして、降雨量が最高を記録するなど、本当に8月に例を見ないような大雨が続きました。熊本県、それから九州地方、全国でもいろいろ被害が出ております。米作況指数も九州全体はやや不良というようなところ、ちょっと出ておりましたけれども、8月にこんな梅雨前線のような前線ができて雨が続いたというのは、私も本当に記憶がないので、本当に地球温暖化のなんかそういうことが、気候変動ですか、そういうことが近づいているなというのをちょっとひしひしと考えるところです。

先ほど局長のほうからありましたけれども、コロナ関係でまん延防止のそういう重点措置が熊本県にも出ておりますので、農業委員さんだけの出席となりました。本当にこういう状態が続いていますけれど、農地利用最適化推進委員さんと一緒になった総会が本当に早くできればなということを願っております。そういうことが早くなればなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） では、早速、議案の審議のほうを始めたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

本日の議案として、議第36号から第40号までの47件と、報告第24号及び第25号の16件を提案させていただきます。慎重なる御審議をよろしくお願ひ申し上げます。

本日の議事録署名は、委員番号6番の土田健一委員と7番の田端末雄委員にお願ひします。よろしくお願ひします。

それから、皆さん発言の際には、委員番号と氏名を述べた上で発言をお願ひいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） はじめに、議第36号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は、11件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いします。

議第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和3年9月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、山田の申請人で、山田の畑1,686㎡を、調停による小作継続により、使用貸借権を設定するものです。

2番、伊倉北方と大浜町の申請人で、伊倉北方の田6,965㎡を、労力不足と新規就農のため貸借権を設定するものです。

3番、熊本市北区と大浜町の申請人で、大浜町の田1,865㎡を、破産手続による財産処分と経営拡張のために売買するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、玉名郡南関町と、伊倉北方の申請人で、伊倉南方の田2,737㎡を、兄へ贈与するものです。

5番、下小田の申請人で、下小田の田3,942㎡外1筆、計4,221㎡を、子へ贈与するものです。

6番、岱明町の申請人で、小浜の田1,144㎡を、相手方の要望と小作地取得のため売買するものです。

7番、滑石と岱明町の申請人で、滑石の田1,035㎡外1筆、計2,085㎡を、労力不足と新規就農のため貸借権を設定するものです。議第36号8番、9番と関連しております。

3ページをお願いいたします。

8番、滑石と岱明町の申請人で、滑石の畑580㎡外2筆、計1,264㎡を、労力不足と新規就農のため使用貸借権を設定するものです。議第36号7番、9番と関連しております。

9番、岩崎と岱明町の申請人で、滑石の田2,168㎡を、労力不足と新規就農のため使用貸借権を設定するものです。議第36号7番、8番と関連しております。

10番、岱明町の申請人で、岱明町高道の田958㎡外9筆、計14,368㎡を、生前一括贈与するものです。

11番、岱明町と玉名郡長洲町の申請人で、岱明町鍋の畑301㎡外1筆、計521㎡を、労力不足と経営拡張のため売買するものです。

以上11件、合計39,024㎡につきまして、農地法第3条第1項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から11番まで順に担当委員の説明をお願いします。また、連続して説明される場合は、続けてお願いします。

1番をよろしく申し上げます。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番の村上です。

申請地は、損害賠償請求調停により、令和5年11月4日までの期限付使用貸借が認められた農地です。今回は、農地法施行規則第10条第1項第2号並びに同条第2項第9号の規定に基づく単独申請となるため、使用貸人は空欄となっております。使用借人はこれまで父の自作農地にブドウを栽培し、以前からの口約束により申請農地でもブドウ栽培を継続していきたいということです。今回の調停により令和5年11月4日までの期限付使用貸借で継続が認められたことから許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。それでは、2番と3番は同一委員さんのようですので、続けてお願いします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

2番の案件について説明します。申請農地は賃貸人が労力不足、賃借人が新規就農による賃貸借希望の農地ですが、先日、現地を見てきたところ約7反の面積のうち半分弱は耕作には向かない部分がある農地でした。また、賃借人は8月30日の新規就農審査会での今後の就農及び農業経営に関する質問に対し、5年ほどイチゴの農作業を経験し、今後もイチゴを作りたいが設備等の準備が間に合わないため、今作は作らないとの回答でした。これを受け、審査会では作付けしないのに、賃料が発生することや農地の現状、イチゴの作付けに適した農地に関する意見が多く上がり、最終的には賃借人から貸借農地を再考したい旨の要望がありましたので、今回は、この案件を一旦保留とするのが妥当ではないかと考えます。以上です。

続きまして、3番の議案について説明します。申請農地は所有者の破産手続きに伴う財産処分のため、破産管財人の弁護士が譲渡人となり、経営拡張する譲受人に売買される農地です。破産手続き開始通知により、不動産売却等許可申請が熊本地方裁判所民事第一部に受理され、申請農地を議案表記の金額で売買し、所有権移転登記手続きを行うことが求められたものであり、許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。それでは、4番をお願いします。

す。

○7番（田端末雄君） 農業委員7番、田端です。4番の案件について説明します。申請農地は2,737㎡の水田です。相続により所有していた農地を弟から兄に贈与希望とのこと。譲渡人の弟は玉名市外にすんでおり、農業従事者ではないため、農業従事者の兄へ贈与するもので、譲受人の兄の下限面積も満たしているため許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。続きまして、5番をお願いします。

○9番（岡村栄一君） 9番、農業委員の岡村です。5番の案件です。

申請地は譲渡人の母から譲受人の子への贈与希望の農地です。譲渡人は高齢で農業従事が困難なため、農業従事者の子へ贈与するもので、譲受人の下限面積も満たしているため許可相当と思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。それでは、6番をお願いします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。6番について説明します。

申請地は所有者の譲渡人から小作者の譲受人への小作地取得による売買希望の農地です。譲渡人は、小作者の譲受人からの小作地取得の要請を受け売買するもので、譲受人の下限面積要件も満たすため許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。それでは、7番、8番、9番、10番は農業委員さんが同一のようですので、続けて説明をお願いします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。今、説明がありましたように7番から10番までの案件について説明いたします。

まずは7番、8番、9番、一括して説明いたします。申請人は同じ人で8月19日に新規就農の申請があり審査会を開きました。地元の先輩のお世話を乞いながら稲作を中心に新規就農者として頑張りたいということだったので認定されました。7番については、賃貸借です。貸人は労力不足、借人は新規就農者ということです。8番、9番については使用貸借です。共に使用貸人は労力不足、使用借人は新規就農者ということです。7番から9番までの面積を合計しますと、申請者の下限面積は満たされていますので許可相当と思います。

10番の案件について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子関係です。譲受人は20年ほど前から施設ハウス、トマトを栽培され、稲作と共に経営されています。問題はないものと思われまますので、御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。それでは、11番をお願いします。

ます。

○14番（徳井勝美君） 14番農業委員、徳井です。11番の案件について説明いたします。

申請農地は、労力不足の譲渡人から、経営拡張する譲受人への売買希望の農地です。譲渡人は、農業従事しないため、農業者の譲受人へ売買するもので、譲受人の方は、下限面積も十分満たしており許可相当と認めます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。3条申請11件について、担当委員の説明が終わりました。皆様から御意見や御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問もないようですので、採決に移りたいと思います。

議第36号農地法第3条の規定による許可申請について11件のうち10件は原案どおり許可をし、番号2番の1件は保留案件とすることに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第36号については、10件を許可し、1件を保留することに決定をいたしました。

それでは、次に、議第37号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。申請件数は、1件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。4ページをお願いします。

議第37号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和3年9月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が石貫の雑種地、現況介在畑112㎡外1筆、計661㎡で、転用目的は倉庫及び建設機械類置場で、備考欄の理由により計画変更するものです。議第39号6番と関連しております。

以上1件、661㎡を御提案しております。去る9月2日に地元委員同道のうえ現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番について担当委員の説明をお願いいたします。1番をお願いします。

○10番（澤村哲志君） 農業委員10番、澤村です。

1番の案件について説明いたします。申請地の場所は、石貫から南関を通る防火林道線沿いで、石貫入り口より約1kmぐらいのところですよ。今現在、申請地は大型車両のコンテナが置かれており、申請地に隣接する譲受人が今まで申請地を管理されたそうです。別に問題がないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。事業計画変更承認申請1件について担当委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見や御質問はありませんでしょうか。

はい、本田委員。

○8番（本田多美子君） 8番、本田です。この事業計画変更の時、許可日が平成23年となっておりますが、その間全然アクションとか何とか、農業委員会のほうからも何にもこのまだ事業計画達成されていませんよとか、そういうのもなかったのか、それともこちら側から当初計画者のほうからも何にも言ってこなかったのか、ちょっと聞きたいと思います。

○係長（松倉 司君） 事務局の松倉です。今の本田委員の御質問なんですけれども、私が今、農業委員会に来て4年目になりますけれども、この案件につきまして、まだ許可出ているけれども未着手だよとかそういった話というのは、私はちょっと聞いておりません。本来なら許可を出してから通常であれば1年以内に完成するというふうになっておりますので、地区の委員さん方がちょっと通るときに気をつけてもらって、まだ未着手のところは行ってもらったりすると、こういうのがないように、今、言うような指導じゃないんですけども、見張ることができるのかなと思うんですけれども。本件のこの場所については、本当に人家がほとんどないような山の中でもあります。ですので、なかなか当時の委員さんも含めて、ここの農地に転用の許可が出たというふうなのはなかなか分かりづらいのかなというところでは、私は個人的にちょっと思いました。しかしながら、今回の件はそういったことで今までそういったお話はなかったんですけれども、今後、委員さんも事務局も許可出たやつについては、未着手の場合は、それぞれ気がけて促すような形はやっぱりしていかなければいけないのかなというふうに思います。以上です。

○8番（本田多美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（下川 安君） 本田委員よろしいでしょうか。

○8番（本田多美子君） はい。

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） それでは、御意見、御質問もないようですので採決に移ります。
議第37号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いしたいと思います。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第37号については、承認することに決定をいたしました。

続きまして、議第38号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は、3件です。

議第38号は、受付番号2番に始末書が提出されておりますので、担当委員の説明の前に、事務局の担当者より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。5ページをお願いします。

議第38号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和3年9月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が六田の田382㎡外1筆、計610㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が滑石の畑109㎡で、転用目的は海苔の作業所及び倉庫です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が天水町野部田の畑815㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上3件、計1,534㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る9月2日に、地元委員同道のうえ現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番について担当委員の説明をお願いいたします。よろしくお願いたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番の村上です。1番の案件について説明します。

申請地は北側に市道が通っており、周囲には店舗、居宅が建ち並んでおり、大型商業施設等があります。譲受人は申請地を貸駐車場として使用する予定です。申

請地周辺の地元の要望にも従った土地利用ということで、駐車場への転用を検討されています。転用面積は、382㎡、228㎡の610㎡です。給水の必要がなく、生活雑排水、汚水が生じることがなく、雨水は自然に浸透させるということでした。工事も設置作業は砕石を敷くくらいの工事となりますが、被害が生じた場合、譲受人が責任をもって対処するとのことでした。以上、現地調査をした結果、特に問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続いて、2番ですけれども、2番については始末書が出ておりますので、事務局担当者の松倉係長より始末書の読み上げをお願いします。その後担当委員さんの説明をお願いします。

○係長（松倉 司君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま、受付番号2番の始末書が読み上げられましたので、受付番号2番から3番まで順に担当委員の説明をお願いをいたします。

2番についてよろしく申し上げます。

○4番（岡田正治君） 4番、岡田です。2番の案件について説明いたします。

申請人は、海苔製造業を営んでおり、申請地は滑石共和地区公民館より東に80mほど行ったところですが。申請地は既に作業所、倉庫を建設し現在に至っております。転用面積は109㎡となっております。給排水計画について言いますと、海苔製造業のため地下水を利用し、作業所内での海苔洗浄後、西側水路に放流して、また、生活排水は特になく、雨水は自然排水及び西側水路に放流するという事です。万一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対応いたします。以上、現地調査した結果、特に問題はないと思われまますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。続きまして、3番をお願いをいたします。

○17番（中山一久君） 農業委員17番、中山です。3番の案件について説明します。

申請地は天水町野部田、法光寺から南側100mぐらにある住宅地にあります。転用面積、事業面積815㎡、転用面積815㎡、農家住宅平屋建て1棟、農業用倉庫1棟です。給排水計画、給水は隣接する実家のボーリング施設から接続し給水します。雨水については、集水枡を設置し、隣接する実家の側溝に流します。オーバーフロー分については、西側道路側溝に流します。生活雑排水、汚水については、隣接する実家の下水道施設に接続して流します。現地調査の結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。それでは、農地法第4条の申

請3件について、担当委員の説明が終わりましたがけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) 御意見、御質問もないようですので、採決のほうに移りたいと思います。

議第38号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第38号については、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議第39号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は9件です。

議第39号、受付番号6番には始末書が提出されておりますので、担当委員の説明の前に事務局担当者より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。6ページをお願いします。

議第39号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和3年9月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が六田の田267㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が山田の畑560㎡で、転用目的は、店舗兼住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設等が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が中尾の田710㎡外2筆、計2,614㎡で、転用目的は宅地分譲10区画です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7ページをお願いします。

4番、申請物件が滑石の田320㎡外1筆、計738㎡で、転用目的は太陽光発電施設33.0kWです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が大倉の畑1,868㎡で、転用目的は太陽光発電施設49.5kWです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、

第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が石貫の雑種地、現況介在畑112㎡外1筆、計661㎡で転用目的は、倉庫及び建設機械類置き場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。議第37号1番と関連しております。

7番、申請物件が、岱明町野口の田421㎡で、転用目的は、個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町野口の田286㎡で、転用目的は貸家2戸です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

8ページをお願いします。

9番、申請物件が天水町野部田の畑442㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

以上9件、合計7,857㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る9月2日に地元委員同道のうえ現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

6番については、始末書が提出されておりますので、まずは受付番号1番から5番まで、順に担当委員の説明をお願いしたいと思います。

それでは、1番、2番については同一委員さんのようですので、続けてお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番の村上です。1番の案件について説明します。

申請人は、現在、アパートに居住していますが、居住地近くに住みたいということで住宅を建設することにされました。事業面積は267㎡、住宅と駐車スペース。給水については、前面道路により引き込み、生活雑排水は前面道路移設の下水道への放流、雨水は北側の道路脇溝へ放流、東にL型ブロック、土盛りは道の高さまで入れるそうです。被害が発生したときは、譲受人が責任を持って対処することでした。以上、現地調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、2番の案件について説明します。申請地は、近くに玉名バイパス

があり、交通の便もよいところです。トレーニングサロンを経営できるという回答があったため、本土地を選定しました。上下水道も通っており、個人住宅としては最適な土地です。事業面積、転用面積は560㎡、木造平屋107.02㎡、駐車場4台分、申請地の西側道路には上水道が通っておりますので、その施設を利用し、生活雑排水、汚水については、西側道路に下水が通っておりますので、接続をします。雨水については、自然浸透のほか、集水枡を設け、西側道路に設置しております道路側に流す予定です。被害が生じた場合、譲受人が責任をもって対処することでした。以上、現地調査をした結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） すみません、3番もでしたね。

○3番（村上孝夫君） はい。続きまして、3番の案件について説明します。

申請地は学校が多く近くに移住をされたい住民の要望が高いというところです。近くは住宅地になっており転用しても迷惑をかけることはないと思います。事業面積は、2,614㎡、転用面積も一緒です。専用住宅用地10区分、公衆用道路、給排水は市水を使って給水、雨水は道路側溝へ、生活雑排水、汚水は下水を使用します。L型擁壁を使用し、土留めを行うそうです。土は道の高さまで入れるそうです。被害が発生したときは、譲受人が責任をもって対処することでした。以上、現地調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして4番について担当委員さんの説明をお願いします。

○4番（岡田正治君） 4番、岡田です。4番の案件について説明いたします。

申請地は滑石漁協から150mばかり東に行った農地です。申請人は、玉名市にある法人で、転用面積は738㎡で、太陽光発電、モジュールを100枚設置して33kWの発電をするということで計画してあります。申請地は東側、北側は水田、西側は畑、南側は道路に面しており、平地であり、造成工事は不要であり、整地程度を行い、周辺をフェンスで囲むということです。給排水については、太陽光発電であるから給排水設備については不要であると。雨水については従来どおり地下浸透させますということです。万一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するというので、以上、現地調査した結果、特に問題はないと思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。続きまして、5番について説明をお願いします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。5番の案件について説明します。

申請地は、現在、休耕地で、今後も譲渡人等が申請地において農業を行う見込

みはなく、また、譲渡人においても田の有効利用を考えておられました。申請人は、福岡で太陽光事業を営む法人で、ここに49.5kWの太陽光発電施設を設置するものです。転用面積は全体で1,868㎡、太陽光パネルを215枚設置する計画です。3枚ある農地を下2段を平地に整地し、上段は法面にし、周辺をフェンスで囲むとのことです。給排水の計画については、太陽光発電のため特に発生しませんが、雨水について自然浸透です。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。受付番号1番から5番まで説明が終わりました。ここで、受付番号6番の始末書を事務局担当者の松倉係長より読み上げます。

○係長（松倉 司君） — 6番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま、受付番号6番の始末書が読み上げられましたので、引き続きまして、受付番号6番から9番までの担当委員の説明をお願いしたいと思います。では、6番についてお願いをいたします。

○10番（澤村哲志君） 農業委員10番、澤村です。6番の案件について説明いたします。

申請地の場所は、石貫から南関まで通る防火林道線沿いで、石貫入り口より約1kmぐらいの右側です。申請人は、不動産業を営んでおられます。所有する建設機械を使用した造成、整地作業や除草車を使った除草作業を行い、対象地が広く顧客ニーズに対応できるように整備作業を行っている。申請地は、申請人の自宅の隣であり、建設機械類置き場や資材置場として利用するには最適な場所と判断したそうです。転用面積は661㎡、建設機械置き場、資材置場として利用する。造成は不要、給排水計画ですが、給排水は不要、申請地は平地であり、資材置場、建設機械置き場としてそのまま使用されます。雨水は地下浸透として、転用に関しては隣接農地への影響はないように十分注意する。被害防除計画は、現在の地形を利用するので、土砂の流出などはない。建設機械置き場、資材置場であり、農地への日照、通風、耕作等への影響はない。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。以上、現地調査をした結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。続きまして、7番、8番については、同一委員さんのようですので、続けて説明をお願いします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。

7番の案件について説明します。申請地は、今年開通しましたバイパスの野口

交差点より約200m北側の農地です。申請人は、現在養父母と同居住まいしており、手狭になったため、かねてから住居を探していたところ、住居と同じ岱明町内に所在し、生活環境もあまり変わらないので、バイパスが開通したことから、交通の便がよく、今後両親が高齢となって介護が必要になったとしても安心である。よって申請地に建設に至ったということです。申請地の周辺は、南側、北側、西側は全て畑です。東側は道路です。転用面積は421㎡で、平地のため土砂の流出の恐れはないです。給排水については、給水は玉名市水道を利用、生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、北側の道路側溝に流します。雨水についても北側道路側溝に流すということです。転用に当たっては、近接農地への影響は平屋のため可能な限り抑えられるよう、万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処することでした。以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

続いて、8番の案件について説明します。申請地は専修大学玉名高校から南東に約200mの場所です。申請人は、玉名市内で外構工事業を営む事業者です。ここに借家2戸を建設するものです。申請地周辺は、東側、西側、南側は住宅で、北側は道路です。申請地面積は286㎡、借家住宅床面積は44.71㎡掛ける2棟89.42㎡です。駐車場2列4台分、他全面敷地196.58㎡です。給排水の計画については、給水は玉名市水道を引き込み、生活排水も公共下水道に接続します。雨水については、敷地内に集水枡を設け、北側道路側側溝に流すということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処することでした。以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。続きまして、9番の説明をお願いします。

○17番（中山一久君） 農業委員17番、中山です。9番の案件について説明します。

申請地は、天水町野部田、法光寺から東側100mぐらいにあります。土地の選定理由については、両親が高齢になってきたため、両親の住まいの近くに家を建てたいと考え、適当な土地を探しましたがよい場所が見つからずにいたところ、父が所有している隣の農地を貸し出してもよいとの申し出があり、本件申請地のほかにないと判断し、本件申請地を選定しました。転用面積は442㎡、軽量鉄骨造りロフト付き平屋建て、給排水計画、給水は玉名市上水道を利用します。生活雑排水、汚水は玉名市の公共下水道へ放流します。雨水については、主に自然浸透、オーバーフロー分は雨水ため枡を利用し、西側道路側溝へ排水します。現地調査の結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。5条申請9件について、担当委員の説明が終わりましたがけれども、皆さんのほうから御意見や御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問もないようですので、採決に移りたいと思います。

議第39号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第39号については、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議第40号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。申請件数は19件です。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。9ページをお願いいたします。

議第40号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和3年9月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

10ページから11ページの総括表、12ページから14ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回、所有権移転が7件、17,048㎡、利用権設定が12件、73,430㎡、合計19件、90,478㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第1項各号の要件を満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたがけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問もないようですので採決のほうに移ります。

議第40号農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第40号については、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に、報告に移ります。

報告第24号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第25号農地の形状変更届について、事務局より併せて報告をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 15ページをお願いいたします。

報告第24号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和3年9月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、15ページから17ページまでの13件、合計33,253㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、18ページをお願いします。

報告第25号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和3年9月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、3件、3,167㎡の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定しておりました議案審議と報告が終了いたしました。ありがとうございました。

-----○-----

6. その他

○議長（下川 安君） 引き続きまして、その他に移りたいと思います。

その他、何かございませんか。

(なしの声)

-----○-----

7. 閉 会

○議長（下川 安君） 何もないようでしたら、これもちまして令和3年第10回農業委員会総会を閉会をいたします。

慎重なる御審議まことにありがとうございました。お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時10分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年9月6日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 土田 健一

農 業 委 員 田端 末雄